

○議長（茅沼隆文）

日程に入りますが、これから論点、争点を明確に、簡潔に質疑を行っていただきますように、お願いいたします。

それでは、日程第5 議案第40号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する等の法律（平成29年法律第2号）の施行に伴い、所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼税務窓口課長。

○参事兼税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第40号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月5日提出、開成町長、府川裕一。

今回の税条例の改正でございますが、提案理由にもありますように、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が、平成29年3月31日に交付されたところでございます。この地方税法の改正によりまして、町税条例の一部を改正する必要が生じたので、今回、御提案させていただくものでございます。

内容といたしましては、大きく二つございます。まず一つ目といたしましては、固定資産税についての改正でございます。これは保育の受け皿整備の促進に関して、我が町特例を導入して、課税標準の価格を軽減する特例が新設されたことで、税条例の改正をしようとするものでございます。

もう一点、被災地に対する税制上の特例措置が導入されたために改正するもので、住宅用地の特例適用に際しまして、被災市街地復興推進地域、これは被災地復興特別措置法第5条に定められた地域でございますが、こちらの地域に指定された場合の宅地について、住宅用地とみなす特例を2年から4年に拡充されたこと等によるものでございます。

また、大きく二つあるうちの二つ目でございます。軽自動車税の改正がされてございます。これにつきましては、クリーン化特例と言われております、税率の軽減措置の制度について、制度の期限が延長されたことによるものでございます。

グリーン化特例の制度は、賦課期日であります4月1日の属する年度の前年度中に新たに取得された軽自動車につきまして、最初の課税年度、1年間についてのみ、軽減税率が適用される制度であります。

平成28年度、29年度と制度が1年ずつ延長されてまいりました。今回の地方税法の改正で、平成30年度及び31年度のそれぞれの課税年度におけるグリーン化特例の制度が適用されたところでございます。

また、この改正では、排出ガス要件の見直しがなされ、改正後の要件としては、平成32年度、燃費基準と平成30年、排出ガス基準低減達成車両に限るとされたところでございます。

それでは、1ページおめくりください。条例案を朗読します。

開成町条例第5号 開成町税条例の一部を改正する条例。

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

こちらでは、改正後の欄で御説明をしたいと思います。固定資産税の税率を定めず、条例第20条の次に、第20条の2を新設してございます。第20条2、第1項では、地方税法349条の3、第28項で規定する、家庭的保育事業のように、直接供する家屋及び償却資産の課税標準の特例について、条例で定める割合を参酌基準の標準となります2分の1とするものでございます。

第2項です。第2項では、地方税法第349条の3第29項で規定する居宅訪問型保育事業のように、直接供する家屋及び償却資産の課税標準の特例について、条例で定める割合を参酌基準の標準となります2分の1とするものでございます。

第3項です。第3項では、地方税法349条の3第30項で規定する事業所内保育事業のように、直接供する家屋及び償却資産の課税標準の特例について、条例で定める割合を参酌基準の標準となります2分の1とするものでございます。

続きまして、条例第21条第2項でございます。2ページをご覧くださいと思います。

前段部分につきましては、被災した区分所有家屋、マンション等が該当になってまいります。区分所有家屋の敷地について特例を定めるもので、被災市街地復興推進地域が定められた場合の特例の適用期限を4年として追加する税法改正がここであったものでございますが、この改正によりまして、従前の特定被災供用土地の持ち分の申し出の規定について、文言の整理のため、下線部分の修正をしてございます。後段部分につきましては、被災市街地復興推進地域が定められた場合の特例の適用を4年として追加するものでございます。

被災住宅用地の申告につきましては、条例第25条2で定めてございますが、こちらにつきましては、前段では、条例第21条の2と同じく、被災市街地復興推進地域が定められた場合の被災住宅用地の特例の適用期限を4年として追加する税法改正があったことによりまして、従前の被災住宅用地の特例の適用期限の規定について、

文言の整理のため、下線の部分の修正をするものでございます。

後段では、被災市街地復興推進地域が定められた場合の被災住宅用地の特例の適用を4年として追加するものでございます。

続きまして、附則の改正でございます。固定資産税の課税標準の特例を定めております、第14項でございます。こちら条例附則第14項第5号から9号及び11号でございますが、税法附則に改正による項ずれ等の文言の修正で、33項を32項に、また、スペース表示を点に表記することとしてございます。

第10号でございます。こちらは我が町特例に関するもので、税法改正前では、従前、フロンガスの使用機器に係る償却資産の課税標準の特例について定めておりましたが、こちらの適用期限が満了したことに伴いまして、また、改正後の附則では、新たに企業主導型保育事業で、特定保育事業所内保育施設の用に供する固定資産税の課税標準の特例を参酌基準の標準である2分の1とするものに改まってございまして、これを附則の第10号で改めるものでございます。

続きまして、軽自動車税の税率の特例を定めております、条例附則第15項及び16項でございます。道路車両運送法に法律番号場を加え、道路運送車両法第60条第1項の後段の規定を初回車両番号指定として、下線のとおり文言の整理をしようとするものでございます。

次のページをご覧ください。第17号から19号までは、軽自動車税の税率の特例について、新設の部分でございます。

17項では、法附則、地方税法の附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する条例第28条の規定につきまして、平成29年度内に車両番号指定を受けた軽自動車に限り、平成30年度分の、また、平成30年度内において、初回車両番号指定を受けた軽自動車に限り、平成31年度分の軽自動車税の税率を、附則第16項第1号の表のとおり運用とするものでございます。

18項では、法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車のうち、ガソリンを燃料とする軽自動車に対する条例第28条の規定につきまして、平成29年度内に初回車両番号指定を受けた軽自動車に限り、平成30年度分の、また、平成30年度内において、初回車両番号指定を受けた軽自動車に限り、平成31年度分の軽自動車の税率を附則第16項第2号の表のとおり適用するものでございます。

第19項では、法附則第30条第8項第1号及び2号に規定する三輪以上の軽自動車のうち、ガソリンを燃料とする軽自動車に対する条例第28条の規定につきまして、平成29年度内に初回車両番号指定を受けた軽自動車に限り、平成30年度分の、また、平成30年度内において、初回車両番号指定を受けた軽自動車に限り、平成31年度分の軽自動車税の税率を附則第16項第3号の表のとおり適用するものでございます。

それでは、附則でございます。第1項でございます。この条例は、公布の日から施行する。

第2項から第5項までは、固定資産税に関する経過措置でございます。第2項でございますが、改正後の条例における第20条2第1項の規定は、家庭的保育事業のように、直接供する家屋及び償却資産に対して課すべき平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する旨、適用してございます。

第3項でございます。改正後の条例における、第20条の2第2項の規定は、居宅訪問型保育事業のように、直接供する家屋及び償却資産に対して課すべき平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する旨、規定してございます。

第4項でございます。改正後の条例における第20条の2、第3項の規定は、事業所内保育事業のように直接供する家屋及び償却資産に対して課すべき平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する旨、規定してございます。

第5項でございます。改正後の条例附則第14項第10号の規定は、企業主導型保育事業で、特定事業所内保育施設の用に直接供する固定資産税に対して課すべき平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、改正前のフロンガスの使用機器に対する償却資産の課税標準の特例については、従前の例によることとしているところでございます。

第6項でございます。第6項につきましては、新条例の規定中、軽自動車税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成29年度分までの軽自動車税については、なお、従前の例によるものがございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

このたびの税条例の一部改正ということで、内容的には理解したところであります。その中でなかなか該当しない部分の条例改正の部分と加味した中で、平成30年度予算に影響が出てくる税の収入は算出されているのかどうか。条例ができることにいくらいなくなるとか。それをお示しできるのであればお示しをお願いします。

○議長（茅沼隆文）

参事兼税務窓口課長。

○参事兼税務窓口課長（鳥海仁史）

今後、平成30年度の予算に影響する額という御質問でございますが、こちらにつきましては、直接、現在影響すると思われるのが、軽自動車税でございます。この軽自動車税につきましては、影響額およそ60万円程のマイナスというところで試算をして見込んでいるところでございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようでしたら、質疑を終了し、討論に入ります。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、採決を行います。

議案第40号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。